

産業政策立法の昔と今

経済産業委員会 専門員

やまだ ひろし
山田 宏

本年夏、城山三郎の『官僚たちの夏』(1975)がテレビドラマ化された。ドラマには原作と異なる部分もあるが、原作でメインテーマとされたのが指定産業振興法案である。もちろん原作はフィクションだが、登場人物や政策には明らかなモデルがあり、同法案のモデルは、特定産業振興臨時措置法案(特振法)である。

特振法は、1963年から3回にわたり、政府提案として国会に提出されながら、いずれも審議未了・廃案となったいわくつきの法案であるが、その前段として1956年に成立した機械工業振興臨時措置法(機振法)がある。同法は、戦後復興から経済自立に向かう過程で、基幹産業としての機械工業の合理化を促進し、その振興を図ることを目的として、金属工作機械、鋳鉄物、自動車部品など延べ45業種について、通商産業大臣が合理化基本計画や生産技術向上基準を策定し、これに基づき日本開発銀行と中小企業金融公庫が合理化設備資金を特利で融資するなどの支援策をとるものであった。

同法については、我が国機械工業を60年代以降の貿易自由化をはじめとする開放体制に対応できるまでに近代化したものとして、当時の関係者からの評価は高い。典型的な産業政策立法として研究者からの関心も高く、評価研究も行われている。政策融資以外にはほとんど見るべきものがなく、それも顕著な政策効果を持たなかったとの評価(三輪芳朗)もある一方で、立法意図は必ずしも実現しなかったとしても、業種指定された経営者が事業の将来に展望を感じ取り、また、政策融資が民間銀行融資の呼び水となり、果敢な設備投資につながったとの評価(橋本寿朗)もある。

これに対して、特振法は、国際競争力の強化のためには企業規模拡大による大規模生産が必要として、対象業種を特殊鋼、四輪自動車、有機化学工業及びその他政令指定業種に限定し、官民協調方式により、合併等を促進し、資金等を重点配分するものであった。しかし、政府の過剰な介入を忌避する財界や大企業中心主義に反対する野党のみならず、大蔵省や公正取引委員会も積極的には賛成せず、結局、その成立は断念された。

ひるがえって現状を見ると、代表的な産業政策立法である「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(産活法)も、生産性向上や産業活動の革新を目的に掲げてはいるが、法律自体からは、将来の産業に関する具体的なビジョンは読み取れず、対象業種の限定もない。高度成長前期とは異なり現代では、国民の多くが賛同できるような産業の将来ビジョンを描くことは、困難に違いない。同法に基づくものではないが、「新経済成長戦略」(2006、改訂2008)が閣議決定されており、産業ビジョンの提示がないわけではない。また、政策手段としても、政策融資の役割は、当時と比べてはるかに後退している。

しかし、企業、特に中小企業にとって、法律による明確な産業ビジョンの提示とセットになった支援策は、わかりやすいという点からも、その経営方針の選択を後押しする効果が期待でき、現代においても検討する価値がなくなったわけではないのではないか。